

堺労働基準監督署発表
令和7年8月28日

令和7年8月28日
担当 堺労働基準監督署
電話 072-340-3829

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(機械の歯車に覆い等を設けなかった疑い)

令和7年8月28日、堺労働基準監督署（署長 井手 奈津美）は、比楽紡績株式会社及び同社の工場長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 比楽紡績株式会社（以下「被疑会社」という。）

所在地 大阪府堺市南区原山台

事業内容 紡績業

(2) 被疑会社 工場長 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者 A ともに

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号

同法第 27 条第 1 項

労働安全衛生規則第 101 条第 1 項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者 A は、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和7年2月19日、労働者 B に機械の歯車付近で羊毛の調整作業を行わせるに当たり、同機械の歯車に覆い等を設けなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 令和7年2月19日、被疑会社において機械の歯車付近で羊毛の調整作業を行っていた労働者 B が、覆い等が設けられていない歯車に手を巻き込まれ、負傷するという労働災害が発生しました。

(2) 労働安全衛生法では、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設ける等の措置を講じなければならないと定められていますが、被疑者 A は同措置を講じていませんでした。

(3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

◎労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、百五条又は百八条の二第四項の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、百十六条、百十七条、百十九条又は百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

◎労働安全衛生規則

(原動機、回転軸等による危険の防止)

百一条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。